

議案第 85 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 25 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）」を削る。

付則第 13 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。ただし、付則第 13 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、失職した者の退職手当の支給制限に係る規定を改める必要がある。